

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2019年（令和元年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	藤沢 765号線	藤沢五丁目6207番28地先		4.5	25.0
		藤沢五丁目6207番68地先			
2	藤沢 766号線	花の木5437番144地先		4.5	22.7
		花の木5437番141地先			
3	藤沢 767号線	稲荷一丁目174番5地先		5.0	61.5
		稲荷一丁目163番9地先			
4	明治 519号線	辻堂新町二丁目2523番4地先		5.0 ～ 5.2	98.9
		辻堂新町二丁目2523番1地先			
5	明治 520号線	羽鳥一丁目1001番9地先		6.0	169.2
		羽鳥一丁目1001番10地先			
6	善行 650号線	白旗三丁目2530番299地先		6.0	22.9
		白旗三丁目2530番295地先			
7	湘南大庭 472号線	大庭字丸山5416番21地先		4.5	29.4
		大庭字丸山5416番26地先			

8	六会	亀井野字土橋408番21地先	6.0	34.3
	897号線	亀井野字土橋408番23地先		
9	遠藤	遠藤字山崎3918番12地先	4.5	22.9
	387号線	遠藤字山崎3918番16地先		
10	善行2号	善行七丁目3413番3地先	2.8	35.8
	歩行者専用道	善行七丁目4178番10地先	～ 10.0	

提案理由

藤沢765号線ほか9路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。